

違憲議員

=「憲法改正提案」の無資格者

I 違憲国会議員(=実質的「無資格者」)の「憲法改正提案」は、違憲・無効(憲法98条1項)

1. 2011年最高裁大法廷判決(衆院選)及び2012年最高裁大法廷判決(参院選)は、現在の「違憲」解消の法律改正の立法のために、国会に「合理的期間」を与えよとの留保を付して、

「各投票日の時点では、衆院の全300小選挙区選挙及び参院の全47選挙区選挙について、いずれも、憲法の要求する投票価値の平等に反するので、憲法違反である」旨明言した。

2. 憲法によれば、主権者(国民)は、正当に選挙された国会議員を通じて立法権を含む国家権力を行使する(憲法前文)。

ところが、現職の300人の衆院小選挙区選出議員と、146人の参院選挙区選出議員は、「違憲国会議員」である(2011年最高裁大法廷判決(衆院)、2012年最高裁大法廷判決(参院))。

「違憲国会議員」とは、最高裁判所(国家権力)によって、「違憲国会議員」(即ち、憲法違反の選挙によって選出された「無資格者」)である」と最終宣告された人である。

3. 憲法は、かかる実質的「無資格者」(=「違憲国会議員」)が、立法を行うことなど、およそ想定していない(憲法98条1項)。いわんや、憲法改正提案を行うことなど、想定していない。

2013年4月11日付新聞は、「(保利耕輔自民党憲法改正推進本部長は、)「憲法改正案について、参院選前に提出して継続審議にするか、選挙後に出すか。安倍晋三首相と相談して決める」と述べ、参院選前の提出に言及した。」と報じる。

現職の「違憲国会議員」(=実質的「無資格者」)が現在国会で行っている立法行為(「憲法改正提案」を含む)は、**憲法秩序の根本的破壊**である。

これは、「**国家レベルの異常行為**」である。

II 「事情判決」は、憲法98条1項の明文に違反する

(1) **事情判決の2つの致命的欠陥**「事情判決の法理」には、2つの致命的欠陥がある。

第1の欠陥:

一方で、提訴済選挙区選挙のみを無効にすると、その選挙区からの議員ゼロのまま、選挙法改正の立法が行われるという「憲法の予定しない不都合」が生じるが、

他方で、同選挙を無効にしないとすると、「**違憲国会議員**」(いわば、**レッドカード**を出された「**違憲国会議員**」(即ち、立法権行使の**無資格者**))が、**日々、立法権の行使に参与し続ける**という、**究極の「憲法が予定しない不都合」**

(即ち、**憲法秩序の根本的破壊**)という、「提訴済選挙区選挙の違憲無効によって生ずる不都合」の**1京倍**(10,000,000,000,000,000倍)に値する不都合が生じる。

したがって、「事情判決の法理」の本案選挙無効裁判への適用は、**完全な青理**である。

第2の欠陥:

憲法98条1項は、「(憲法の)条規に反する…国務に関するその他の行為…は、その効力を有しない」と定める。

選挙は、この「国務に関するその他の行為」に該当する。よって、憲法違反の「**国務に関するその他の行為**」(即ち、**憲法違**

反の選挙)は、憲法98条1項により、「**その効力を有しない**」。

「**事情判決の法理**」の本案選挙無効裁判への適用は、**ストレートに憲法98条1項の明文に違反する**。

(2) 事情判決は、憲法98条1項の明文(即ち、「(憲法の)条規に反する…国務に関するその他の行為…は、その効力を有しない」)に完全に違反するので、最高裁は、2012年12月衆院選につき、「事情判決」を下すべきではない。

最高裁判所裁判官は、憲法98条1項の**明文**に従い、「選挙は、**違憲・無効である**」旨の判決をすべく義務付けられている(憲法99条)。

III 「100日裁判ルール」は、上告審(=最高裁)を含む

(1) 公職選挙法213条1項、2項は、**「(争訟の処理) 第213条① 本章(公選法の「第15章 争訟」(=同法202条～220条。引用者注)に規定する争訟については、異議の申出に対する決定はその申出を受けた日から三十日以内に、審査の申立てに対する裁判はその申立てを受理した日から六十日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内に、これをするように努めなければならない。」**

② 前項の訴訟については、裁判所は、**他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしなければならない。**」(強調引用者)と定める。

期間を可能な限り短期間に規定するとともに、**提起された争訟も速やかにこれを最終させる必要があるために設けられた規定である。**」(強調引用者)と記述する。

当然のことながら、争訟は、判決が確定して初めて終結する。従って、当該記述に照らして、裁判所は、同法同条により、**上告審を含めて、第一審裁判所の事件受理日より100日以内に、裁判を終結するよう努力する義務を負っている**。

(4) 確かに、同1709頁6行目には、**「争訟の期間は訓示的規定であって…」**との記述がある。

仮に、「争訟の処理期間(裁判の場合は、「100日以内」引用者注)は訓示的規定であつた」としても、裁判所は、

「訴訟の判決は本件を受理した日から100日以内にこれをするように**努力しなければならない**」

という「努力する義務」を負っている。この裁判所の「**努力する義務**」は、裁判所の、**努力を尽すべき、「具体的な法的義務」**である。

即ち、裁判所は、仮に、(上告審を含めて)裁判所は、**結果的に、選挙無効裁判の事件受理後100日以内に最終的な判決を下せなかったとしても、(上告審を含めて)裁判所は、100日以内に争訟を処理するよう、具体的に努力する義務を負っているのである。**

は、「努力義務」ではない、「**具体的な法的義務**」である。

(6) 「人口比例選挙」裁判は、**国家レベルの緊急性をもつ、国家レベルの重大裁判**である。

今、日本は、**(今日も、明日も、明後日も、「違憲国会議員」によって、立法活動が行われるという「異常な状態」に置かれている。**

2013年4月14日付新聞は、「保利耕輔自民党憲法改正推進本部長(但し、「**違憲国会議員**」)が、憲法96条の**憲法改正案の国会提出の可能性**に言及した」(事実)を報じている。

(7) 「この国家レベルの「**異常な状態**」(憲法に定めるとおり、「日本国民は、正当に選挙された国会に於ける代表者を通じて、立法を行える」『**国家の正常な状態**』)にすること(即ち、速やかに、「憲法の定めとおりの「主権者の投票価値の平等」を保障する再選挙を行うこと)は、「日本国家として、(何事にも優先して、行わなければならない) **緊急性のあること**」である。

IV 国家賠償訴訟

1 最高裁判所が、「憲法は、人口比例選挙を要求している。」と明言する違憲判決を下した場合、国民は、国会が、速やかに同違憲判決に従って法改正するよう、待つてあろう。

2 国会が速やかに、同最高裁判決に従って、法改正をしない場合は、有権者有志は、第1次の国家賠償訴訟を提起するであろう。

有権者は、人口比例選挙の投票を行えないため、1人当たり5000円(慰謝料)の損害を被る、と解される。ただし、平成17年最

高裁大法廷判決は、在外邦人選挙権確認等訴訟で、選挙権を行使できなかった在外邦人に、一人当たり**5000円**の慰謝料を認めているからである。

有権者は、1億4000万人強である。2次国賠訴訟で2000万人が原告となれば、1人当りの慰謝料5000円として、**総額1000億円請求の大訴訟**となる。

国が、敗訴して、賠償金を支払った場合、国は、故意に違反した各国会議員個人に対して、**求償権**を持つ(国賠法1条2項)。

3 **例えば、国会は、「憲法は、人口比例選挙を要求している」と明言する最高裁判決に従うために、下記の、わずか2カ条の1カ月の時**

限立法を立法できる。

1条: 現行公選法の、衆院の300議席の小選挙区割り規定を廃止する。

2条: 有権者は、300人の衆院議員を参院選の比例代表制(全国一区)と同一の選挙制度で選出する。

衆院は、同時限立法施行日以後1ヵ月以内に、解散されるであろう。同法の下で新たに選出された各国会議員個人に対して、十分議論したうえで、憲法の要求する人口比例選挙の選挙区割り(小選挙区制、中選挙区制、大選挙区制、等々のいずれでもよい。)を定める本格的法改正を行えばよい。

V 「違憲国会議員の憲法改正提案」は、国家レベルの危機

「**違憲国会議員**」の憲法改正提案が、憲法の定める「**国民主権**」を破壊させるが故に、国民有志は、これに反対である。

但し、国民有志は、「人口比例選挙によって選出された国会議員から成る国会の憲法改正提案」に対しては、いささかも、反対するものではない。

それに対しては、主権者(国民)が、一人一票の投票の過半数で、その採否を決め、憲法改正の可否を決定することになる。

VI 歴史的な高裁判決

(1) 本年3～4月、各高等裁判所・高等裁判所支部は、衆院選挙裁判につき、

① 2個の「**違憲・無効判決**」、

② 13個の「**違憲・違法判決**」、「**事情判決**」ともいう、

③ 2個の「**違憲状態判決**」を下した。

(2) ①**広島高裁岡山支部判決(片野悟好裁判長)**、②**名古屋高裁金沢支部(市川正巳裁判長)**及び③**福岡高裁(西藤二裁判長)**は、『憲法上、人口比例選挙が原則である』旨明言する**歴史的判決**を下した。

(3) **広島高裁(佐藤順子裁判長)**は、**憲法14条(「法の下での平等」)に抵触することなく**

「憲法が、**国民主権**」を宣明

した上で、三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らすと、国会の広範な裁量権は、憲法の**投票価値の平等の要求に反する状態を是正し、民主的政治過程のゆがみを是正する**という極めて高度の必要性から、**制約を受ける**」(強調引用者)と判示する**歴史的違憲無効判決**を下した。

(4) ①**広島高裁岡山支部判決(片野悟好裁判長)**、②**名古屋高裁金沢支部判決(市川正巳裁判長)**、

- ③**福岡高裁判決(西藤二裁判長)**、
- ④**広島高裁判決(佐藤順子裁判長)**、
- ⑤**高松高裁判決(小野洋一裁判長)**、
- ⑥**札幌高裁判決(橋本昌純裁判長)**、
- ⑦**名古屋高裁判決(加藤幸雄裁判長)**、
- ⑧**東京高裁判決(設楽隆一裁判長)**

は、『0増5減』(選挙制度改革案)は、憲法の投票価値の平等の要求に反する旨の判決を下した。

(2) 公選法213条1項の「訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内に、これをするように努めなければならない。」の「百日以内」とは、**【選挙無効訴訟を裁判所が受理した日】から【(上告審での最終的な判決の言渡日)までの期間と解される。**

「**ただし、そう解しないと、その裁判所の選挙無効の争訟の処理が、「選挙無効」の確定判決が100日より後に下されることもあり得ることになる。そうだとすると、選挙無効の争訟の処理を裁判で結着を付けて(即ち、公選法109条4号の「(公選法)204条…の規定による訴訟の結果、当選人がなくなる」)か否かの結着を付けて、裁判所の事件受理日から100日経過後直ちに、公選法33条の2、1項の再選挙を行っていいからである。**

(3) 公職選挙法の逐条解説の分野で日本で最も権威のある、安田充、荒川敦編著「逐条解説 公職選挙法(下)」(株)ぎょうせい平成21年(1708頁)は、

「**本条(公選法213条。引用者注)は、選挙争訟の性質にかんがみ、先に述べたように争訟の提起**

あなたの選挙権が何票の価値かチェックしてみましょう。http://www.ippyo.org/

一人一票 検索

お問い合わせ | ippyo@ippyo.org | Fax.03-3780-3221 | 合わせ | EmailとFaxのみで受付けております。 | 連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6 | 一人一票実現国民会議